

別紙3

富士吉田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 47,289	千円 33,533,047	千円 804,835	千円 3,897,213	% 11.6	% 12.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

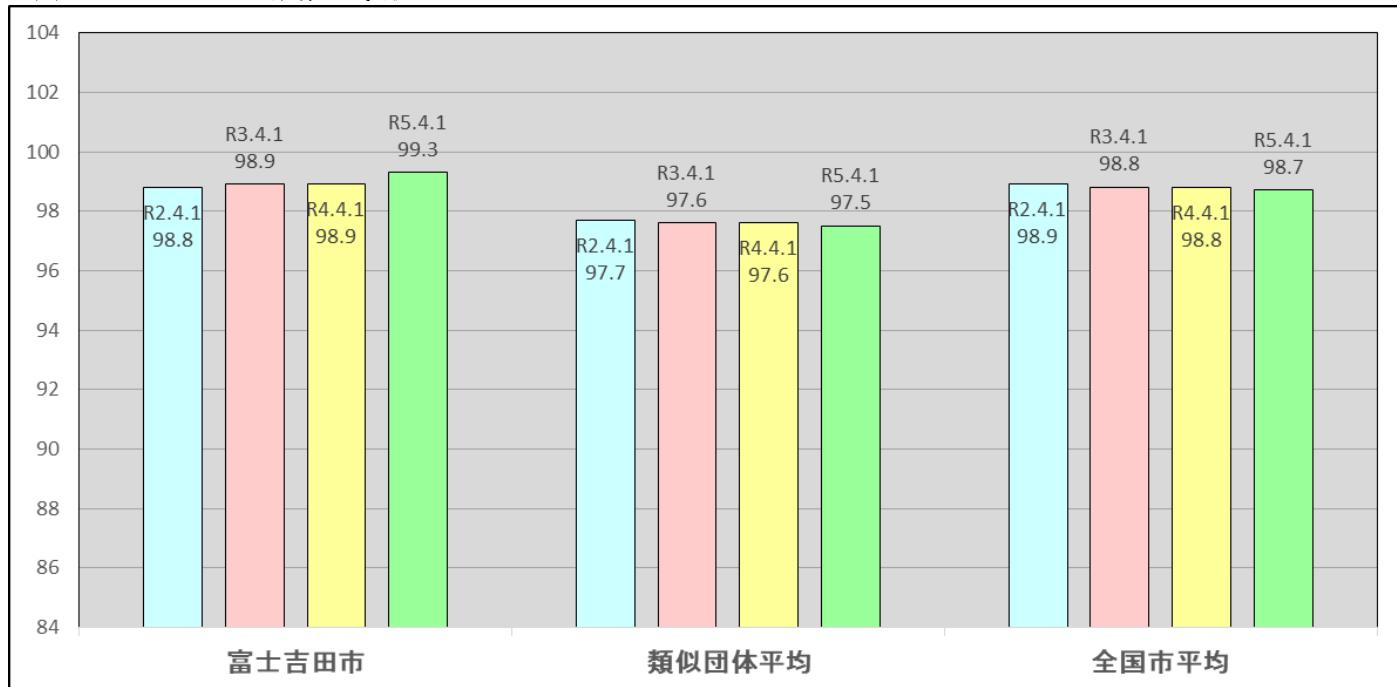
区分	職員数 A	給与費			(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤務手当		
4年度	人 381	千円 1,367,647	千円 256,257	千円 542,540	千円 5,821	千円 5,732

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 %の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）国家公務員の俸給表に準じて、行政職給料表、医療職給料表（2）・（3）を改定しました。地域間、世代間の給与分配の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分といった課題への対応や雇用と年金の接続を踏まえ、給料月額の平均 2 %の引下げを行ったものです。なお、激変緩和のため 3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施します。

②その他の見直し

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施しています。

(5) 特記事項

職員給与の抑制と適正な職員定数の管理により総人件費の削減を図っています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（令和5年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士吉田市	40.9 歳	313,041 円	374,108 円	344,082 円
山梨県	43.0 歳	327,390 円	406,971 円	363,188 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	42.3 歳	314,496 円	377,026 円	341,877 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
富士吉田市	53.7 歳	2 人	円	円	円	—	—	—	—
うち清掃職員	—	一人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち学校給食	—	一人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
その他	53.7 歳	2 人	円	円	円	—	—	—	—
山梨県	55.2 歳	73 人	349,952 円	392,862 円	371,385 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	329,178 円	—	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	13 人	295,647 円	325,093 円	306,679 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値の比較）		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士吉田市	—	—	—
うち清掃職員	—	—	—
うち学校給食	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3ヵ年の平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベース「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		富士吉田市	山梨県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	193,173 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	160,091 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	162,711 円	—
	中学卒	150,100 円	144,878 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,440 円	335,814 円	383,500 円	395,775 円
	高校卒	一円	一円	一円	一円
技能労務職	高校卒	一円	一円	一円	一円
	中学卒	一円	一円	一円	一円

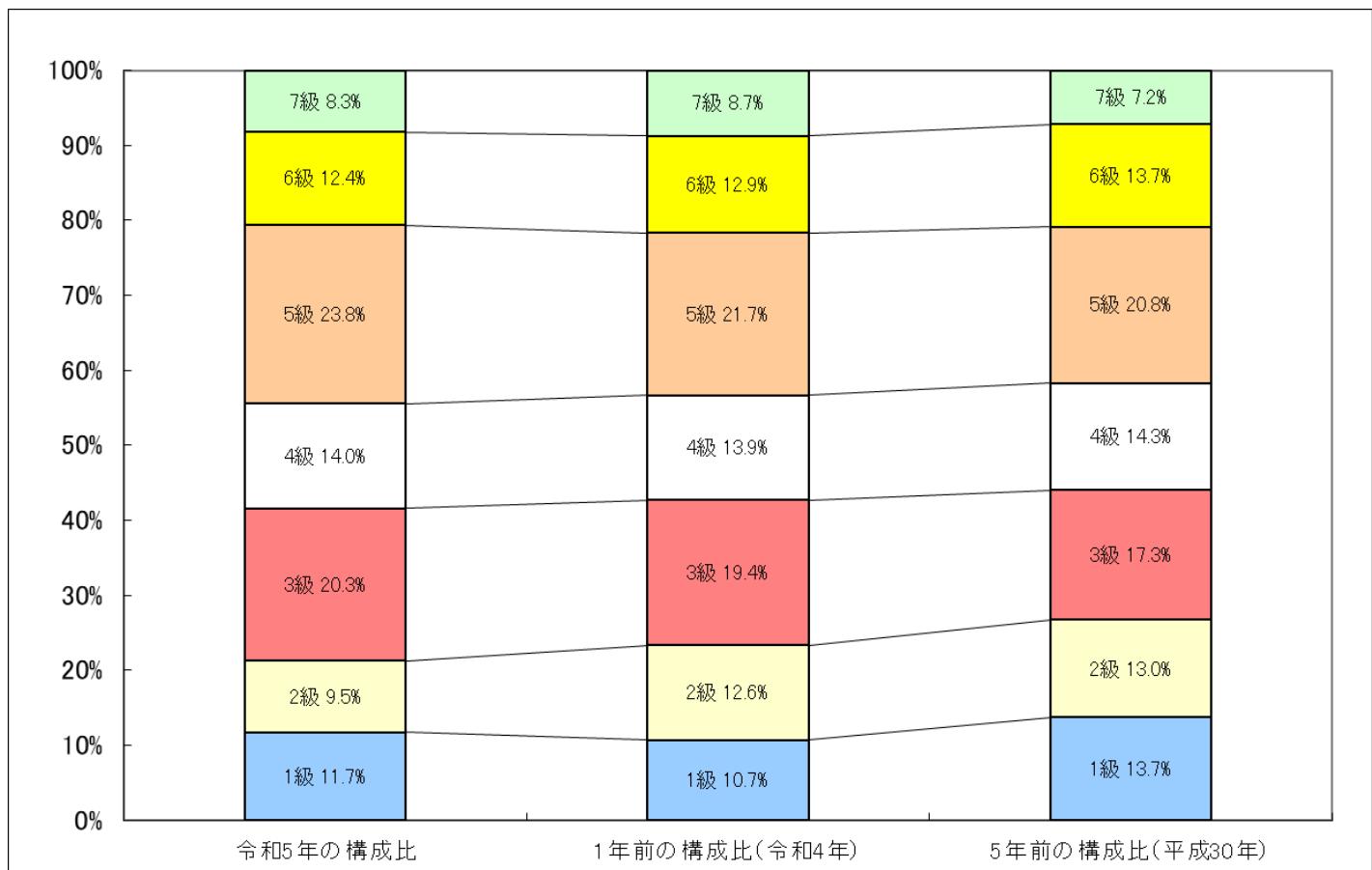
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

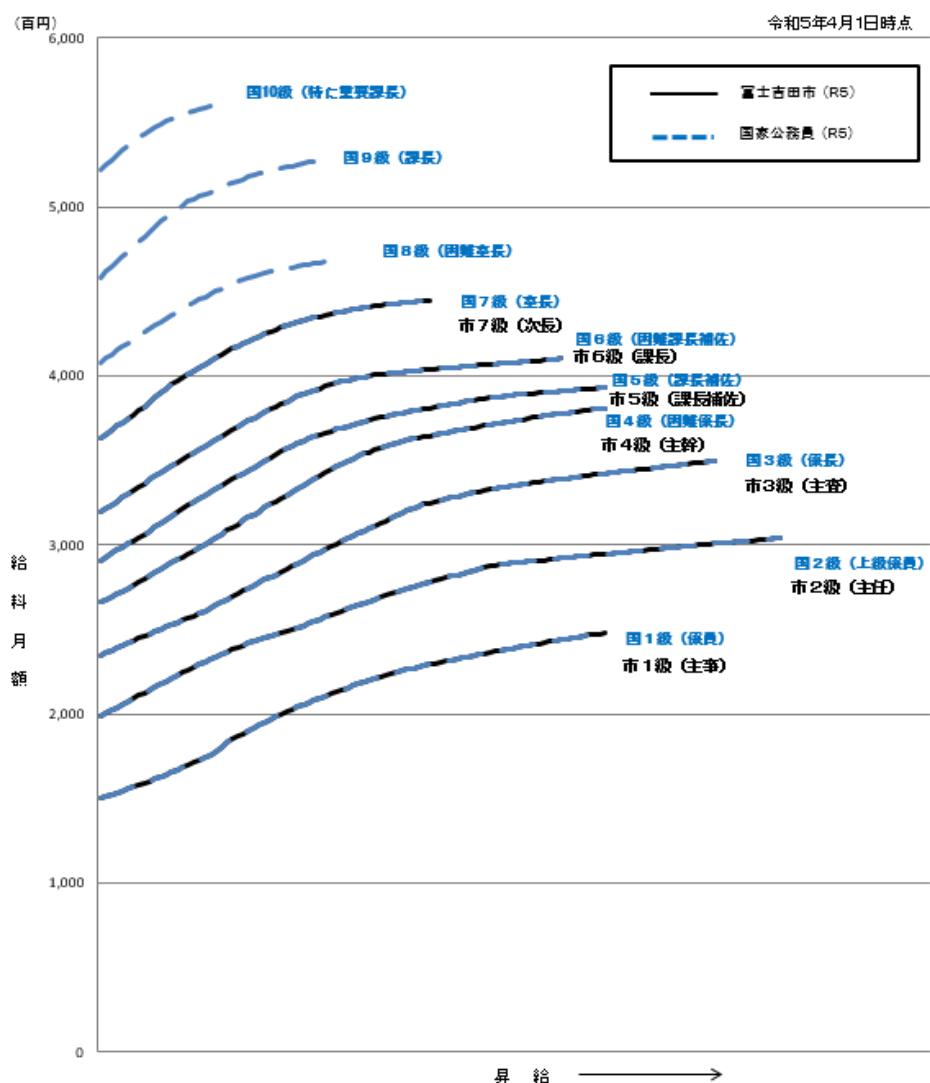
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・次長	人 26	% 8.3	円 362,900	円 444,900
6級	課長	人 39	% 12.4	円 319,200	円 410,200
5級	課長補佐	人 75	% 23.8	円 290,700	円 393,000
4級	主幹	人 44	% 14.0	円 266,000	円 381,000
3級	主査	人 64	% 20.3	円 234,400	円 350,000
2級	主任	人 30	% 9.5	円 198,500	円 304,200
1級	主事	人 37	% 11.7	円 150,100	円 247,600

(注) 1 富士吉田市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士吉田市	山梨県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,411 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,610 千円	—
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		○
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期間		

(3) 退職手当（令和5年4月1日現在）

富士吉田市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・死亡・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・死亡・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額					
1,803 千円		21,655 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	2,145 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	163,930 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）	3.41 %
手当の種類（手当数）	※1種類
手当の名称	主な支給対象職員
教務手当	看護専門学校において教務を本務とする職員
	主な支給対象業務
	看護専門学校で学生に対する教務に従事した場合
	支給実績 (令和4年度決算)
	左記職員に対する 支給単価
	2,145 千円
	給料月額*4/100

※特殊勤務手当については、全10種類あるが、他の9種類については病院会計職員（医療従事者）に対して支給されるものであり、普通会計においては支給対象者がいないため省略する。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	114,921 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	302 千円
支給実績（令和3年度決算）	102,403 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	270 千円

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり
扶養手当	子以外（配偶者含む） 6,500 円 子1人につき 10,000 円 特定期間（15歳～22歳）の子は1人につき 5,000 円を加算	同じ		35,175 千円	234,500 円
住居手当	借家（12,000 円以上の者が対象） ただし、月 27,000 円が上限	同じ		15,849 千円	278,052 円
通勤手当	交通機関支給上限 月 55,000 円 自動車通勤者片道 2km 以上 距離に応じて月 2,000 円～31,600 円	同じ		9,358 千円	39,991 円
管理職手当	役職に応じて支給 月 59,500 円～88,500 円	同じ		56,371 千円	793,957 円
管理職特別勤務手当	緊急等により週休日等や平日深夜に管理職員が勤務した場合 勤務1回 2000 円～10,000 円	同じ		0 千円	0 円
初任給調整手当	医師等の特殊な専門知識を必要とする職員が対象 月 500 円～414,800 円	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯主扶養親族等の状況により 11月～3月の期間 支給 月 7,360 円～17,800 円	同じ		19,609 千円	53,285 円
災害派遣手当	災害対策基本法の規定等に基づき支給 滞在期間等に応じ 1日 3,970 円～6,620 円を支給			0 千円	0 円
宿日直手当	職種、業務等に応じ 4,400 円～21,000 円	同じ		1,019 千円	4,176 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給料	市区町村長 副市区町村長			(参考) 類似団体における最高／最低額	
		850,000 円	980,000 円 / 382,500 円	680,000 円	794,000 円 / 512,000 円
報酬	議長	400,000 円	600,000 円 / 327,000 円		
	副議長	370,000 円	540,000 円 / 279,000 円		
	議員	360,000 円	500,000 円 / 259,000 円		
期末手当	市区町村長 副市区町村長	(令和4度支給割合) 3.30 月分			
	議長 副議長 議員	(令和4度支給割合) 3.30 月分			
退職手当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) 850,000円×在職月数×0.5 680,000円×在職月数×0.35	(1期の手当額) 20,400,000円 11,424,000円	(支給時期) 退職時 退職時	
	備考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

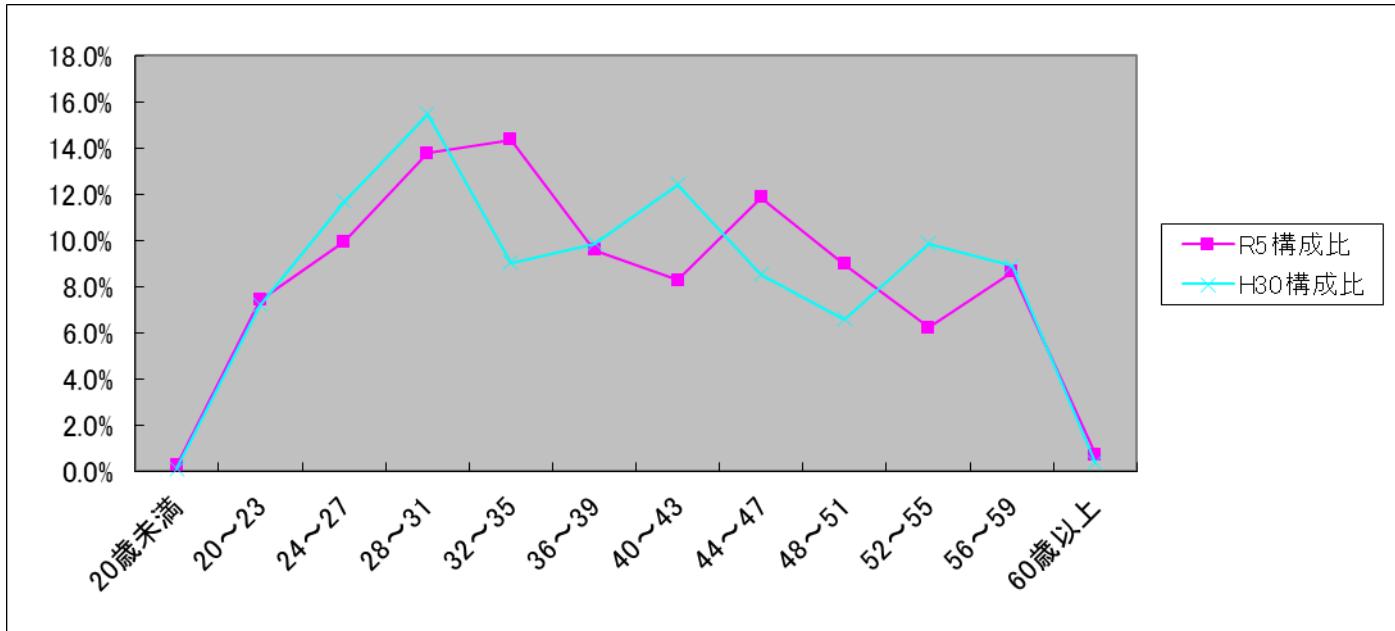
(各年4月1日現在)

区分			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務	104	101	▲3	業務変更による配置調整のため
		税務	26	26	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	9	9	0	
		商工	12	13	1	観光関連業務に係る増員
		土木	42	41	▲1	富士吉田南エリア整備室廃止による減員
		民生	99	107	8	子ども子育て支援業務に係る増員
		衛生	50	51	1	業務変更による配置調整のため
		計	346	352	6	<参考> 人口1万当たり職員数 74.44人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 68.94人)
		教育部門	35	34	▲1	業務変更による配置調整のため
		消防部門	0	0	0	
		小計	381	386	5	<参考> 人口1万当たり職員数 81.63人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 88.71人)
		病院	406	413	7	新型コロナウイルス関連による増員
		水道	9	7	▲2	退職による欠員不補充のため
公営企会業計等部門		下水道	4	4	0	
		交通	0	0	0	
		その他	25	25	0	
		小計	444	449	5	
		合計	825 [863]	835 [892]	10 [29]	<参考> 人口1万当たり職員数 176.57人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人 2	人 62	人 83	人 115	人 120	人 80	人 69	人 99	人 75	人 52	人 72	人 6	人 835

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政		344	345	345	344	346	352	8 (2.3%)
教育		36	36	35	35	35	34	▲2 (▲5.6%)
消防		0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計		380	381	380	379	381	386	6 (1.6%)
公営企業等会計計		441	440	448	454	444	449	8 (1.8%)
総合計		821	821	828	833	825	835	14 (1.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。